

GUPTA Technical Support Service (TSS)契約約款

第1条 TSS の内容

1. GUPTA Technical Support Service(以下「TSS」といいます)とはキヤノンエスキースシステム株式会社(以下「キヤノンエスキースシステム」といいます)が使用権許諾を行うコンピュータ・ソフトウェア・プログラム(以下本プログラム)といいますが、キヤノンエスキースシステムあるいはキヤノンエスキースシステム認定サポートセンター(契約者が製品ウェブサイトより実際に申込み際いずれかの者を指し、以下「提供者」といいます)が契約者の指定する対象者に対して提供する以下の有償サービスを指します。なお、契約者が個人の場合、本人以外は対象者になれず、契約者が法人の場合、申込書記載の所在地に勤務する契約者の社員以外を対象者として指定できないものとします。

(a) 対象となる製品キヤノンエスキースシステムが使用権許諾を行う「本プログラム」で、対象者が個人あるいは自社内(同一住所内を限定します)で使用しているもの。

(b) サービスの内容

サービスの内容についてはこの案内書に記載の通りとします。

2. 提供者は契約者に対し90日前の事前の通知をもってTSSの内容を変更できるものとします。

3. TSSは、製品ウェブサイトより申込みされた対象者個人に対して提供されるサービスです。対象者以外の者が本約款による権利を行使することはできません。

4. 前項に拘わらず、法人である契約者は、提供者に書面による事前通知をすることにより対象者を変更することができます。この場合、新たな対象者は本約款に同意しなければなりません。対象者の変更により、元の対象者はサービスを受けられなくなります。また、対象者が契約者である法人を退社した場合、かかる対象者はサービスを受けられなくなります。

第2条 申し込み、有効期限及び解約

1. TSSのお申込みは、製品ウェブサイトより契約者及び対象者が必要事項を記入し、提供者に申込みをすることで行われるものとし、提供者が行なう当該申込確認に対する承認通知を契約者から受領した日をもってTSS契約が成立したものとします。TSS契約はかかる契約成立日から1年間有効です。TSS契約の満了日の30日以上前までに、契約者がTSS契約を解約する旨書面に通知しない限り、TSS契約は自動的に1年間更新されるものとし、契約者は当該期間に対するTSS料金を支払う義務を負うものとします。(以後についても同様とします。)

2. TSS契約の解約については以下の規定が適用されます。

(a) 契約者はTSS契約を年度途中で解約できません。

(b) 契約者または対象者が本約款の規定に違反し、提供者からの書面による催告から30日以内にかかる違反を是正しない場合、契約者において(1)支払停止、(2)重要な財産または本約款に基づき相手方から交付を受けた財産についての仮差押、仮処分、差押または強制執行手続きの開始、あるいは(3)解散または破産、和議開始、会社更正手続き開始もしくは会社整理開始の申立が行われた場合、提供者はTSS契約期間途中であっても解約することができるものとします。この場合、(1)未払いのTSS料金の支払い債務から契約者は免責されず、(2)支払い済みのTSS料金の払い戻しを受けることはできません。

(c) 提供者は60日前に契約者に通知することによりTSS契約を解約することができます。この場合、契約者が支払い済みのTSS料金の内、残余の期間に相当する部分を提供者は契約者に払い戻します。

第3条 料金及び支払い

TSS料金は、製品ウェブサイトに記載するところとします。契約者は提供者からの請求書に基づき請求書発行月の翌月末日までにTSS料金を該当消費税と共に提供者の定める銀行口座に現金振込するものとします。なお振込手数料については契約者の負担とします。また電話料金は契約者または対象者の負担となります。

第4条 保証

1. 提供者は、TSS契約により提供された技術情報サービスが、本約款ならびにその添付書類等に記載した内容のものであることを保証します。

2. 提供者は、TSS契約により提供された技術情報サービスが商品性及び特定の目的に対する適合性に合致するという保証を、明示したか黙示したかを問わず一切致しません。また、TSSにより契約者または対象者の有する問題が解決することを保証するものではありません。

3. 電子メール及びインターネットでのTSSの提供は、かかる通信手段が常に使用可能であることに依拠していますが、提供者はかかる通信手段が常に使用可能であることを保証するものではありません。

4. 提供者が、TSSの提供に関して契約者及び対象者に対して負担する責任は、契約者が実際に提供者に支払った金額を上限とします。いかなる場合においても、提供者は間接的、付随的または派生的障害(逸失利益、データの損失等を含むがこれらに限定されない)に関し、一切責任を負

わないものとしします。たとえ提供者がかかるとる損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。

第5条 情報の帰属

1. TSS 契約により提供者と契約者及び対象者の間で交換されるサービスの情報、及びこれらにかかるノウハウ等は全てキャノンエスキースシステムに帰属し、キャノンエスキースシステムは契約者及び対象者の承諾を

第6条 一般規定

1. 契約者及び対象者は TSS 契約上の権利を第三者に譲渡できず、いかなる理由にせよ貸与、あるいは販売することはできません。
2. 契約者は、住所変更、社名変更など申し込み時に登録したデータに変更があった場合、遅滞なく提供者に通知するものとしします。契約者が通知を怠った事により生じた不都合については、提供者はその責を負いません。

得ることなくこれらを使用、変更、複製、販売等を行うことができるものとしします。

2. TSS 契約により契約者及び対象者が提供者より入手した技術情報を、契約者及び対象者は複製、販売、出版その他営利目的で利用できないものとしします。
3. 「本プログラム」のリリースアップ（例：Version3.1→3.2）あるいはバージョンアップ（例：Version3.×→3.2×）が一般的に利用可能になった場合、契約者は以下の期間に限り、従前のリリースあるいはバージョンの「本プログラム」に関する TSS を継続して受けることができます。

SQLBase Server については 12ヶ月間

SQLBase Server 以外の製品については 6ヶ月間

4. 本約款は日本法に準拠し、TSS 契約に関する訴訟については東京地方裁判所を第一審の合意専属管轄裁判所としします。